

平成30年度

神戸大学大学院法学研究科
(博士課程前期課程)

学 生 募 集 要 項

研究者養成プログラム

高度社会人養成プログラム

法曹リカレントプログラム

神戸大学大学院法学研究科

＜神戸大学大学院法学研究科入学者受入方針＞

○ 各プログラムの教育目的

研究者養成プログラム：日本内外の大学等の研究・教育機関において研究・教育に従事する、次世代の研究者を養成することを教育目的としています。

高度社会人養成プログラム：昨今の国内外社会の急速な情報化、高度化、流動化に伴い、社会における問題も多様化、複雑化していることを受けて、学部段階以上の法学や政治学の知識の会得、問題解決能力の涵養を教育目的としています。

また、社会人に向けての教育目的としては、現在の社会の急速な変化によって生じている法律問題、政策問題に対応し得る応用的・实际的・総合的な解決能力を養成することです。しかしながら、社会の多様な問題に直面し、様々な関心を有しているのは、実務経験者だけではありません。この点を勘案して、法学や政治学の領域における関心を有する社会人学生を対象とする、いわゆるリフレッシュ教育を、第二の目的としています。

法曹リカレントプログラム：法曹資格等を有する者を受け入れ、専門的・先端的な領域における教育と研究を通じ、より専門性の高い分野で活躍できる人材の育成と継続教育を目的としています。

○ 本研究科が求める学生像

研究者養成プログラム：研究機関において、法学・政治学に関する次世代の研究者・教育者となるに相応しい優れた能力と知識等を有する学生

高度社会人養成プログラム：法学・政治学に関して学部において習得した学問的成果を前提として、それを更に向上させるに相応しい能力等を有する学生

また、特に社会人については、一般社会における法学・政治学的な実務上の問題解決に必要な知識・能力を身につけるに相応しい、又は、各自の法学・政治学上の関心に応じて、大学院レベルのリフレッシュ教育を受けるに相応しい、社会経験、能力と意欲を有する学生

法曹リカレントプログラム：法曹資格等を有し、専門的・先端的な領域における知識の習得や研究を今後の職業活動に活かす能力と意欲を有する学生

目 次

1. 募集人員	1
2. 出願資格	2
3. 入学者選考方法	4
4. 学力試験	4
5. 出願期間	5
6. 出願方法	6
7. 試験期日及び時間	7
8. 試験場	8
9. 合格者発表	8
10. 身体に障害を有する者の出願	8
11. 注意事項	8
12. 入学金, 授業料	8
13. 長期履修制度	8
14. 入試情報の開示	9
15. その他	9

添付資料

- ① (別表1) 専攻科目・関連科目一覧10
- (別表2) 筆答試験外国語科目一覧11
- ② 出願書類

出願書類は, プログラム (入試) 毎に異なります。

1 募集人員

専攻	プログラム	志望する専攻分野	募集人員
理論法学専攻*1	研究者養成プログラム (研究者コース*2)	憲法・行政法・民法・商法・刑事訴訟法・租税法・経済法・知的財産法・労働法・環境法・社会保障法・国際法・国際経済法・国際私法・国際取引法・ロシア法・西洋法史・法社会学	37人
	高度社会人養成プログラム (専修コース*2・社会人コース*2)	憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・租税法・経済法・知的財産法・労働法・環境法・社会保障法・国際法・国際経済法・国際私法・国際取引法・ロシア法・西洋法史・法社会学	
	法曹リカレントプログラム (法曹リカレントコース*2)	憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・租税法・経済法・知的財産法・労働法・環境法・社会保障法・国際法・国際経済法・国際私法・国際取引法・ロシア法・西洋法史・法社会学	
政治学専攻*1	研究者養成プログラム (研究者コース*2)	政治学・政治過程論・行政学・日本政治外交史・西洋政治史・国際関係論	37人
	高度社会人養成プログラム (専修コース*2・社会人コース*2)	政治学・政治過程論・行政学・日本政治外交史・西洋政治史・国際関係論	

*1現在、法学研究科は博士課程の専攻改組を文部科学省に申請しています。本計画の認可後、平成30年4月以降は、理論法学専攻・政治学専攻が法学政治学専攻へと名称変更されます。本計画に伴う上記の専攻分野、募集人員の変更はありません。

*2各コースについて、平成30年4月以降は、上記表中に列記した研究者養成プログラム・高度社会人養成プログラム・法曹リカレントプログラムへと名称変更されます。

- ・社会人特別入試及び外国人特別入試の募集人員は若干名とします。
- ・高度社会人養成プログラムについては、所属する専攻は入学後に決定します。
- ・上記3プログラムのほかグローバルマスタープログラム〔GMAP〕が置かれています。

【留意事項】

入学後の指導教員について

- 研究者養成プログラム：出願時に選択した専攻分野の担当教員から入学者の希望を勘案して指導教員を1人決定します。
- 高度社会人養成プログラム：出願時に提出した研究計画書、筆答試験で選択した専門科目及び修士論文を執筆する研究テーマと、各教員の専攻分野を考慮して指導教員を決定することになります。ただし、1人の教員に対して多くの学生が指導を希望する場合には希望に添えないことがあります。
- 法曹リカレントプログラム：各教員の専攻分野などを考慮し入学者の希望を勘案して指導教員を1人決定します。

2 出願資格

プログラム（入試）	出願資格の要件
研究者養成プログラム （一般入試）	以下の各号に掲げるいずれかに該当する者
高度社会人養成プログラム （一般入試）	
高度社会人養成プログラム （社会人特別入試）	以下の各号に掲げるいずれかに該当する者で、入学時に当該要件を備えた後3年以上の社会経験を持つもの *
法曹リカレントプログラム	以下の各号に掲げるいずれかに該当する者で、法曹資格等を有するもの **
研究者養成プログラム （外国人特別入試）	以下の各号に掲げるいずれかに該当する外国人
高度社会人養成プログラム （外国人特別入試）	

* 学部在籍期間は原則として社会経験の期間に算入しません。ただし、主として又は専ら夜間に授業を行うコースに在籍した期間、通信教育課程に在籍した期間については、社会経験の期間に算入します。

** ①判事、判事補、検事又は弁護士の職に現にある者及びあった者

②司法試験に合格し、司法修習を終了した者又は終了見込みの者

③その他①②に準じ、一定の経験等を有する者

（司法書士については簡裁訴訟代理等能力認定審査で認定された者、弁理士については特定侵害訴訟代理業務試験に合格した者をもって①②に準じると判断します。）③により出願しようとする者は、平成29年6月9日（金）までに本研究科教務係に問い合わせてください。

- (1) 大学を卒業した者及び平成30年3月までに卒業する見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び平成30年3月までに授与される見込みの者^{注1)}
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び平成30年3月までに修了する見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び平成30年3月までに修了する見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成30年3月までに修了する見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び平成30年3月までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了し

た者

- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）^{注2)}
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者^{注3)}であって、本研究科において大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本研究科において、個別の審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認める者で、入学時に22歳に達しているもの^{注4)}
- (11) 次の要件のいずれかに該当する者であって、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
1. 平成30年3月末において大学に3年以上在学している者（高度社会人養成プログラム志願者に限る）^{注5)}
 2. 外国において学校教育における15年の課程を修了した者及び平成30年3月までに修了する見込みの者
 3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者及び平成30年3月までに修了する見込みの者
 4. 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成30年3月までに修了する見込みの者

注1) 上記(2)は、大学改革支援・学位授与機構（旧名称：学位授与機構，大学評価・学位授与機構）から学士の学位を授与された者及び授与される見込みの者を指します。

注2) 上記(8)は、旧大学令による大学，各省庁組織令・設置法による大学校等を卒業した者及び卒業見込みの者を指します。

注3) 大学院に早期入学した者を指します。

注4) 上記(10)は、短期大学・高等専門学校卒業生，専修学校・各種学校の卒業生，外国大学日本校・外国人学校の卒業生等，大学卒業資格を有していない者を対象としています。

注5) 上記(11)の1については、第2年次終了時（平成29年3月末）に卒業に必要な単位のうち80単位以上を修得し、更に修得単位のうち本学法学部規則の成績評価「優」以上に相当する評価の占める割合が、高度社会人養成プログラムについては8割以上とします。なお、この出願資格により本研究科に入学した場合、現在在学する大学を退学する取り扱いとなります。

※【出願資格審査】

上記(9)，(10)及び(11)により出願しようとする者は、願書等の提出前に出願資格について確認する必要があるため、出願の前に個別の出願資格審査を行います。平成29年6月9日（金）までに必着するように次の書類を本研究科教務係へ送付してください。

ア 出願資格事前審査願・志望理由書・出願資格審査を申請する根拠（本研究科所定用紙）

イ 最終学校の卒業（修了）証明書（在学証明書）及び最終学校の成績証明書

ウ 高度社会人養成プログラムの社会人特別入試または法曹リカレントプログラムへ出願しようとする者は、以上のほか、該当する次の書類を必ず提出してください。

- ・専門技能の資格等がある場合は、その資格を証明する書類の写し
- ・職歴について、その職務期間及び職務内容を証明する書類
- ・研究歴について、その研究機関及び研究内容を証明する書類
- ・研究業績（著書，論文，作品等）については、その業績の写し

エ 返信用封筒（長形3号（12×23.5cm）の封筒に送付先を明記し、返信用郵便切手362円を貼つ

てください。)

[日本国外居住者については、EMS（国際スピード郵便）による返信となりますので、法学研究科教務係までお問い合わせください。]

なお、アの本研究所定用紙は本研究所ウェブサイトからダウンロードできます。

(ウェブサイトアドレス : <http://www.law.kobe-u.ac.jp/prospective-gs.html>)

3 入学者選考方法

入学者の選考は、学力試験の結果並びに入学前の学習及び研究の成果等を総合して行います。

4 学力試験

◎研究者養成プログラム・高度社会人養成プログラム（一般入試）

第1次学力試験（筆答試験）

A 論文試験

研究者養成プログラム	高度社会人養成プログラム
(イ) 大学院において専攻を志望する科目 (専攻科目) 1科目 (300点) 憲法, 行政法, 民法, 商法, 刑事訴訟法, 租税法, 経済法, 知的財産法, 労働法, 環境法, 社会保障法, 国際法, 国際経済法, 国際私法, 国際取引法, ロシア法, 西洋法史, 法社会学, 政治学, 政治過程論, 行政学, 日本政治外交史, 西洋政治史, 国際関係論のうちから1科目を選択してください。 (ロ) 専攻を志望する科目に関連する科目 (関連科目) 1科目 (200点) (別表「専攻科目・関連科目一覧」参照)	大学院において専攻を志望する科目 (専攻科目) 1科目 (200点) 憲法, 行政法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法, 租税法, 経済法, 知的財産法, 労働法, 環境法, 社会保障法, 国際法, 国際経済法, 国際私法, 国際取引法, ロシア法, 西洋法史, 法社会学, 政治学, 政治過程論, 行政学, 日本政治外交史, 西洋政治史, 国際関係論のうちから1科目を選択してください。
論文試験においては、六法1冊（判例、解説付きのもの、書き込みのあるもの及び機器類を除きます。）の持ち込みを認めます。	

B 外国語試験

研究者養成プログラム・高度社会人養成プログラム共通
外国語1科目 (150点) 科目については別表2を参照
外国語試験においては、科目ごとに辞書1冊の持ち込みを認めます（英和・独和・仏和・露和辞書のいずれか。ただし、用語に関する解説があるもの、書き込みがあるもの及び機器類を除きます。）。

第2次学力試験（口頭試験）

（注）第1次学力試験合格者にのみ実施します。

第1次学力試験合格者は、平成29年9月15日（金）20時30分に法学部学舎玄関前で発表し、法学研究科 ウェブサイト(<http://www.law.kobe-u.ac.jp/>)にも掲載します。（ウェブサイトでの掲載はあくまでも補助的なものですので、必ず、正式な発表である学内掲示で確認してください。）

電話による照会には応じません。

研究者養成プログラム・高度社会人養成プログラム共通

専攻科目を中心とし、論文試験における関連科目（研究者養成プログラムのみ）にわたって行います。

◎高度社会人養成プログラム・法曹リカレントプログラム（社会人特別入試）

口頭試験

出願資格の基礎となる社会経験を踏まえ、志望理由書、論文等に基づいて行います。

◎研究者養成プログラム・高度社会人養成プログラム（外国人特別入試）

（1）筆答試験

- A 作文（100点） 日本語500～1,000字程度
B 論文試験（200点） 大学院において専攻を志望する科目

憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法，租税法，経済法，知的財産法，労働法，環境法，社会保障法，国際法*，国際経済法，国際私法*，国際取引法*，ロシア法*，西洋法史，法社会学*，政治学*，政治過程論，行政学，日本政治外交史*，西洋政治史*，国際関係論*のうちから選択してください。

※論文試験においては、六法1冊（判例，解説付きのもの，書き込みのあるもの及び機器類を除きます。）及び言語に関する辞書2冊（用語に関する解説があるもの，書き込みのあるもの及び機器類を除きます。）の持ち込みを認めます。

※論文試験において，*(アスタリスク)のついている専攻科目については，英語での解答を認めます。

（2）口頭試験 筆答試験の内容及び出願書類を中心に行います。

5 出願期間

平成29年6月30日（金）～平成29年7月20日（木）（消印有効）
出願書類の受付は郵送（書留速達郵便）のみとします。

6 出願方法

下記の書類を本研究科所定の封筒に入れて「書留速達郵便」で下記送付先へ郵送してください。
 なお、当該封筒の受験志望プログラム欄に必ずチェックを入れてください。

送付先：〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1

神戸大学大学院法学研究科 学部・大学院教務係

(1)	入学願書・履歴書	本研究科所定用紙
(2)	卒業（見込）証明書	在籍大学又は出身大学の長又は学部長が作成したもの
(3)	成績証明書	在籍大学又は出身大学の長又は学部長が作成したもの
(4)	受験票及び写真票	本研究科所定用紙
(5)	写 真	出願前3か月以内に撮影したものを入学願書、受験票及び写真票の所定の欄に貼ってください。 （上半身、脱帽、正面、縦4cm・横3cm）
(6)	受験票送付用封筒	本研究科所定の封筒に住所、氏名、郵便番号を明記し、返信用郵便切手362円を貼ってください。
(7)	あて名ラベル	本研究科所定の用紙に住所、氏名、郵便番号を明記したもの
(8)	検 定 料	30,000円 別紙「検定料の納付について」をよく読み、最寄りの郵便局で、本研究科所定の郵便局・ゆうちょ銀行専用払込用紙により検定料30,000円を納付し（手数料130円は別途負担）、払込証明書を入学願書の所定の欄に貼ってください。 ※一度納付された検定料は、いかなる理由があっても返還しません。

*各種証明書が英語以外の外国語で作成されている場合は、日本語訳を添付してください。

上記（1）～（8）の書類に加えて、志望するプログラムごとに次の書類も提出して下さい。

プログラム (入試)	上記（1）～（8）に加えて提出する書類	
研究者養成・ 高度社会人養成 (一般入試)	(9)	研究計画書* 1,000字程度
高度社会人養成 (社会人特別入 試)	(9)	論文* 6,000字程度 (法律問題、政策又は政治に関する論文。自己の社会経験に関連させて書いてください。)
	(10)	志望理由書* 800字程度
	(11)	推薦書 本研究科所定の用紙 (実務上の経験及び能力に関するもの。ただし、推薦書の提出は任意としますが、提出することを推奨します)
法曹リカレント (社会人特別入 試)	(9)	論文* 6,000字程度 (法律問題に関する論文)
	(10)	志望理由書* 800字程度
	(11)	法曹資格等を証明する書類又はその写し

研究者養成・ 高度社会人養成 (外国人特別入試)	(9)	研究計画書* 1,000字程度
	(10)	パスポートのコピー又は住民票(住民票は現在居住する市区町村で発行されたもので、在留資格・期限等が確認できること。)
	(11)	修学に差し支えない程度に日本語を習得していることを示す次のいずれかの書類(いずれもオリジナルを提出すること。) ○独立行政法人日本学生支援機構が主催する日本留学試験の日本語科目の成績通知書 ○財団法人日本国際教育支援協会又は独立行政法人国際交流基金が主催する日本語能力試験の合否結果通知書 ※ただし、日本の大学(日本語によるカリキュラム)を卒業した者を除きます。英語によるカリキュラムで日本の大学を卒業した者は、修学に差し支えない程度に日本語を習得していることを示していただく必要がありますので、上記いずれかの通知書を提出してください。
	(12)	出身大学指導教員の推薦状 ※推薦状の提出は任意とします。
	(13)	国費外国人留学生証明書 ※該当者のみ

※*印の附されたものについてはA4判用紙にワープロ書きか、又は市販のA4判原稿用紙に手書きとし、横書きの日本語で作成してください。

7 試験期日及び時間

◎研究者養成プログラム・高度社会人養成プログラム(一般入試)

(1) 第1次学力試験

平成29年9月15日(金)	外国語試験 (150点)	9:30~11:00		
	論文試験	研究者養成プログラム	専攻科目 (300点)	12:30~14:30
			関連科目 (200点)	14:40~16:10
	高度社会人養成プログラム	専攻科目 (200点)	12:30~14:00	

(2) 第2次学力試験(第1次学力試験合格者にのみ実施します。)

平成29年9月16日(土)	口頭試験	9:30~
---------------	------	-------

◎高度社会人養成プログラム・法曹リカレントプログラム(社会人特別入試)

平成29年9月16日(土)	口頭試験	9:30~
---------------	------	-------

◎研究者養成プログラム・高度社会人養成プログラム(外国人特別入試)

平成29年9月15日(金)	筆答試験	作文(100点)	9:30~10:30
		論文試験(200点)	11:00~12:30
	口頭試験	14:30~	

8 試験場

神戸市灘区六甲台町2-1 神戸大学六甲台キャンパス（詳細は受験票送付時に案内します。）（阪神御影駅，JR六甲道駅又は阪急六甲駅下車後，神戸市バス36系統「鶴甲団地」行き乗車，神大正門前下車。）

9 合格者発表

平成29年9月25日（月） 14:00 法学部掲示板（神戸大学正門脇）に発表します。合格者に対しては郵便で通知します。電話・電子メールによる照会には応じません。

10 身体に障害を有する者の出願

身体に障害を有する入学志願者で、受験上及び修学上特別な配慮を希望する者は、原則として平成29年6月9日（金）までに本研究科教務係に申し出てください。

11 注意事項

- (1) 不備のある出願書類は受理できません。
- (2) 一度受理した出願書類（証明書を含む）は、いかなる理由があっても返却しません。
- (3) 一度受理した出願書類の記載事項の変更は認めません。
- (4) 出願書類等に事実と異なる記載をした者は、入学手続完了後であっても入学の許可を取り消すことがあります。
- (5) 一般入試の場合は、同一専攻分野を志望する場合に限り、研究者養成プログラムと高度社会人養成プログラムにつき併願を認めます。この場合検定料を複数分支払う必要はありません。外国人特別入試においては、同一専攻分野を志望する場合に限り、研究者養成プログラムと高度社会人養成プログラムにつき、併願を認めます。この場合検定料を複数分支払う必要はありません。
- (6) 社会人特別入試においては、高度社会人養成プログラムと法曹リカレントプログラムにつき併願を認めます。この場合、検定料を複数分支払う必要はありません。

12 入学料，授業料

- (1) 入学料 282,000円 [平成29年度実績]
- (2) 授業料 前期分267,900円（年額535,800円） [平成29年度実績]
（在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。）

13 長期履修制度

この制度は、本研究科高度社会人養成プログラム・法曹リカレントプログラム入学者で、職業を有している等の事情により、2年間で修了に必要な単位を修得し修了することが困難な者が、入学時に計画的に2年を超えて単位を修得し修了することを申請、大学がこれを認めた場合、2年間の授業料で2年を超えて在学できる制度です。

標準的には、2年間の授業料の合計額を長期履修学生として認められた年数で除した額が年額授業

料となります。

職業を有している等の事情とは、次のいずれかに該当する者で、標準修業年限内での修学が困難なものです。

- (1) 職業を有し就業している者（自営業及び臨時雇用を含む。）
- (2) 家事，育児，介護等の事情を有する者
- (3) その他研究科長が相当と認める者

なお、職業を有している等の事情であっても一定の条件のもとに認められる制度ですので、申請希望者はあらかじめ法学研究科教務係に相談してください。

申請手続の期限は、平成30年3月16日（金）〔後期から希望する場合は、平成30年8月17日（金）〕です。

14 入試情報の開示

個人情報について、筆答試験における成績の総合点に対する得点率を開示します。ただし、請求できるのは不合格者のみとし、平成30年5月1日から平成30年5月31日（消印有効）までに受験票（写）及び返信用郵便切手512円を貼った返信用（定形）封筒を同封のうえ本研究科教務係宛請求してください。

*今後変更があった場合は、本研究科ウェブサイトにてお知らせします。

<http://www.law.kobe-u.ac.jp>

15 その他

過去3年間の志願者数、合格者数等は次のとおりです。

年度 コース 内訳	平成27年度						平成28年度						平成29年度					
	研究者 コース	専修 コース	社会人 コース	GMAP in Law コース	法曹 リカレント コース	外国人 特別	研究者 コース	専修 コース	社会人 コース	GMAP in Law コース	法曹 リカレント コース	外国人 特別	研究者 コース	専修 コース	社会人 コース	GMAP in Law コース	法曹 リカレント コース	外国人 特別
志願者数	7	32	5	6	0	38	2	30	7	3	1	21	15	24	8	1	1	45
受験者数	7	29	5	6	0	28	2	26	7	3	0	20	15	24	8	1	1	40
合格者数	3	26	2	6	0	17	2	17	5	3	0	10	5	15	7	1	1	15
入学者数	3	18	2	6	0	16	1	14	4	3	0	9	4	10	6	1	1	13

*研究者コース志願者数、受験者数には専修コースとの併願者を含みます。

(別表1)
専攻科目・関連科目一覧

専攻科目	関連科目
憲法	行政法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法, 租税法, 経済法, 知的財産法, 労働法, 環境法, 社会保障法, 国際法, 国際経済法, 国際私法, 国際取引法, ロシア法, 西洋法史, 法社会学, 政治学, 政治過程論, 行政学, 日本政治外交史, 西洋政治史, 国際関係論のうちから1科目
行政法	憲法, 民法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法のうちから1科目
民法	商法, 民事訴訟法のうちから1科目
商法	民法, 民事訴訟法のうちから1科目
刑事訴訟法	憲法, 刑法のうちから1科目
租税法	憲法, 行政法, 民法, 民事訴訟法, 刑事訴訟法から1科目
経済法	民法, 民事訴訟法, 刑法, 行政法のうちから1科目
知的財産法	民法, 民事訴訟法のうちから1科目
労働法	憲法, 民法, 商法のうちから1科目
環境法	憲法, 民法, 民事訴訟法, 行政法のうちから1科目
社会保障法	憲法, 民法, 商法, 労働法のうちから1科目
国際法	憲法, 民法, 刑法, 国際私法, 国際取引法, 国際関係論のうちから1科目
国際経済法	経済法, 知的財産法, 国際法, 国際私法, 国際取引法, 国際関係論のうちから1科目
国際私法	民法, 民事訴訟法, 国際取引法のうちから1科目
国際取引法	民法, 商法, 民事訴訟法, 国際私法のうちから1科目
ロシア法	憲法, 民法, 商法, 刑法, 西洋法史, 法社会学のうちから1科目
西洋法史	憲法, 民法, 民事訴訟法, 刑法のうちから1科目
法社会学	憲法, 民法, 刑法, 商法, 民事訴訟法, 国際私法, 国際取引法, 西洋法史, ロシア法, 政治学, 行政学のうちから1科目
政治学	政治過程論, 行政学, 日本政治外交史, 西洋政治史, 国際関係論のうちから1科目
政治過程論	政治学, 行政学, 日本政治外交史, 西洋政治史, 国際関係論のうちから1科目
行政学	政治学, 政治過程論, 日本政治外交史, 西洋政治史, 国際関係論のうちから1科目
日本政治外交史	政治学, 政治過程論, 西洋政治史, 国際関係論のうちから1科目
西洋政治史	政治学, 政治過程論, 行政学, 日本政治外交史, 国際関係論のうちから1科目
国際関係論	政治学, 政治過程論, 行政学, 日本政治外交史, 西洋政治史のうちから1科目

(別表2)

筆答試験外国語科目一覧

志望する専攻分野	外国語科目
憲法	英語・ドイツ語・フランス語のうち1科目を選択
行政法	英語・ドイツ語・フランス語のうち1科目を選択
民法	英語・ドイツ語・フランス語のうち1科目を選択
商法	英語・ドイツ語・フランス語のうち1科目を選択
民事訴訟法	英語 1科目
刑法	英語 1科目
刑事訴訟法	英語・ドイツ語のうち1科目を選択
租税法	英語 1科目
経済法	英語・ドイツ語・フランス語のうち1科目を選択
知的財産法	英語・ドイツ語・フランス語のうち1科目を選択
労働法	英語・ドイツ語・フランス語のうち1科目を選択
環境法	英語・ドイツ語のうち1科目を選択
社会保障法	英語・ドイツ語・フランス語のうち1科目を選択
国際法	英語・フランス語のうち1科目を選択
国際経済法	英語 1科目
国際私法	英語・ドイツ語・フランス語のうち1科目を選択
国際取引法	英語・ドイツ語・フランス語のうち1科目を選択
ロシア法	英語・ドイツ語・フランス語・ロシア語のうち1科目を選択
西洋法史	英語・ドイツ語・フランス語のうち1科目を選択
法社会学	英語・ドイツ語・フランス語・ロシア語のうち1科目を選択
政治学	英語・ドイツ語・フランス語のうち1科目を選択
政治過程論	英語 1科目
行政学	英語 1科目
日本政治外交史	英語 1科目
西洋政治史	英語・ドイツ語・フランス語・ロシア語のうち1科目を選択
国際関係論	英語 1科目

出願時に取得した個人情報の取り扱いについて

(1)本学が保有する個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を順守するとともに、「神戸大学の保有する個人情報の管理に関する指針」等に基づき厳密に取扱います。

(2)入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入学者の選抜（出願処理、選抜実施）、合格発表、入学手続業務及び今後の入学者選抜方法の検討資料の作成のために利用します。

(3)出願にあたってお知らせいただいた個人情報は、入学者についてのみ入学後の学生支援関係（健康管理、授業料免除及び奨学金申請等）、修学指導等の教育目的及び授業料等に関する業務並びにこれらに付随する業務を行うために利用します。

(4)一部の業務を本学より委託を受けた業者（以下、「受託業者」という。）において行うことがあります。業務委託にあたっては、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、お知らせいただいた個人情報の全部又は一部を守秘義務を課したうえで提供します。

《 麻しん（はしか）、風しんの感染予防措置 》

麻しん、風しんのワクチン接種（予防接種）・抗体検査に関する書類の提出について

神戸大学では「麻しん風しん登録制度」を定め、入学後のキャンパス内での麻しん、風しんの流行を防止するため、全ての新生入生に次の①、②、③のいずれかを提出していただいています。

麻しんと風しんのワクチン接種を、それぞれについて2回ずつ受けたことを証明する書類

② 過去5年以内（平成25年4月以降）に麻しんと風しんのワクチン接種を、それぞれについて1回ずつ受けたことを証明する書類

③ 過去5年以内（平成25年4月以降）に受けた麻しんと風しんの抗体検査の結果が、「麻しんと風しんの発症を防ぐのに十分な血中抗体価（右表参照）を有していること」

を証明する書類

* ①、②のワクチンは、麻しん・風しん混合ワクチン（MRワクチン）等の混合ワクチンでもかまいません。

* ①、②では、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていることが必要です。医療機関等から発行される証明書その他、平成20年4月1日から平成25年3月31日まで実施されたMRワクチンの第3期予防接種（中学校1年生に相当する年齢時）や第4期予防接種（高校3年生に相当する年齢時）に伴う「予防接種済証」でもかまいません。

第3期・第4期予防接種の「予防接種済証」は①の1回分として使用できます。

* 母子手帳も、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていれば①、②の書類として使用できます。既往歴（かかったことがある旨の記載）のみで、診断根拠として確実な検査結果などが記載されていない場合は、③を提出するか、ワクチン接種を受けて①か②を提出してください。

* ③では、下表の血中抗体価の測定方法と測定値が記載され、測定値が同表の判定基準を満たしていることが必要とされています。血液検査結果票そのものの提出でもかまいません。血中抗体価が不十分な場合には、必要なワクチン接種を受け、①か②を提出してください。

* ①、②、③の書類の組み合わせ、例えば麻しんについては①、風しんについては③を提出してもかまいません。

* 麻しん、風しんの血中抗体価が不十分にもかかわらず、病気や体質等やむを得ない事情

によってワクチン接種を受けられない場合には、その旨を記載した文書（医師による証明書等）を提出してください。

上記のいずれの書類も入学試験の合否判定に用いるものではありません。

提出期限：4月入学者は新入生健康診断実施日、10月入学者は10月入学者健康診断実施日

提出先：保健管理センター

麻しんと風しんの発症を防ぐのに十分な血中抗体価の測定方法と判定基準

区 分	測定方法	判定基準	備 考
麻しん	IgG-EIA 法	8.0 以上の陽性	3つの測定方法のうち、いずれかで陽性
	PA 法	128 倍以上の陽性	
	NT 法	4 倍以上の陽性	
風しん	HI 法	32 倍以上の陽性	2つの測定方法のうち、いずれかで陽性（HI 法を推奨）
	IgG-EIA 法	8.0 以上の陽性	

血中抗体価の測定は、この表の方法によってください。

発症を防ぐのに十分な血中抗体価は、測定方法によって異なります。また、単に抗体陽性とされる値よりは高い値なので注意してください。

医療機関を受診する際には、この学生募集要項を医師に提示するなどして必要な証明書を発行してもらってください。（特に、抗体検査を受ける場合は、測定方法と判定基準を確認していただいでください。）

この感染予防措置に関する問い合わせは

神戸大学保健管理センター TEL 078-803-5245

神戸大学学務部学生支援課 TEL 078-803-5219

神戸大学 大学院法学研究科

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1

神戸大学 大学院法学研究科 教務係

TEL (078)803-7234 FAX (078)803-7292

E-mail:law-kyomu-kenkyuka@office.kobe-u.ac.jp

<http://www.law.kobe-u.ac.jp/>